

歴史的風致維持向上計画の認定について

平成 2 6 年 2 月
国土交通省・文部科学省・農林水産省

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」は、地域の歴史的な風情、情緒を活かしたまちづくりを支援すべく平成20年5月に公布され、同年11月に施行されました。

この法律は、我が国固有の歴史的建造物や伝統的な人々の活動からなる歴史的風致について、市町村が作成した歴史的風致維持向上計画を国が認定することで、法律上の特例や各種事業により市町村の歴史まちづくりを支援するものであり、これまで金沢市、高山市等41市町の計画を認定しています。

このたび、法第5条に基づき認定申請があった岐阜県郡上市、名古屋市、奈良県斑鳩町の歴史的風致維持向上計画について2月14日に認定を行います。これにより歴史的風致維持向上計画の認定数は44市町となります。なお、今回認定を受ける各市町の歴史的風致維持向上計画については、国土交通省、文化庁及び各市町のホームページに14日以降に公開されます。

・国土交通省 HP :

http://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/toshi_history_tk_000010.html

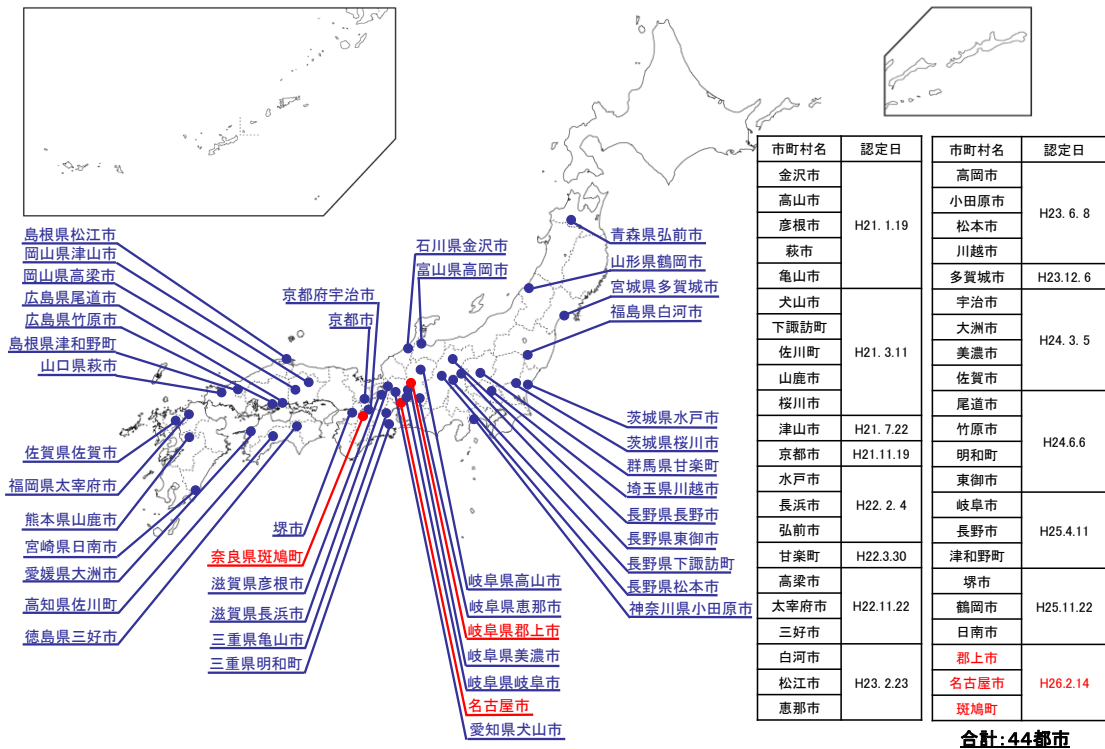


図 歴史的風致維持向上計画の認定状況

■各市町の計画の概要（申請順）

①郡上市歴史的風致維持向上計画（岐阜県郡上市 認定申請日 H26. 1. 10）

重要伝統的建造物群保存地区「郡上市郡上八幡北町地区」^{ぐじょうしぐじょうはちまんきたまちく}を含み、郡上踊等の祭礼や多様な形態の伝統的水利用等の活動が受け継がれ、近世から受け継がれてきた洗い場等の水利用施設や町家等の歴史的建造物が残る八幡城下町の区域を重点区域とし、歴史的建造物の保存修理、伝統的水利用施設の整備、伝統的しつらえの整備支援等の事業が位置づけられています。



【洗い場での水利用の様子】

②名古屋市歴史的風致維持向上計画（名古屋市 認定申請日 H26. 1. 20）

特別史跡「名古屋城跡」^{てんのうさい}等を含み、天王祭等の祭礼や屋根神信仰^{やねがみしんこう}等の活動が受け継がれ、寺社や町家などの歴史的建造物が残る「名古屋城周辺地区」、史跡「断夫山古墳」^{だんぶさん}を含み、熱田祭や御陵墓祭^{ごりょうぼさい}等の祭礼が受け継がれ、神社などの歴史的建造物が残る「熱田地区」、史跡「白鳥塚古墳」^{しらとりづか}を含み、茅の輪くぐりや提灯祭り等の祭礼が受け継がれ、古墳などの歴史的建造物が残る「志段味地区」^{しだみ}の3箇所を重点区域とし、名古屋城本丸御殿の復元、歴史的建造物の修理・修景、山車の保存修理等の事業が位置づけられています。



【城下町を練り歩く那古野神社の天王祭】

③斑鳩町歴史的風致維持向上計画（奈良県斑鳩町 認定申請日 H26. 1. 24）

国宝「法隆寺金堂」^{しょうりゅういん}等を含み、法隆寺聖霊院^{えしき}で行われるお会式等の仏教行事や斑鳩神社の秋祭り等の祭礼の活動が受け継がれ、町家や土塀などの歴史的建造物が残る法隆寺周辺地区を重点区域とし、歴史的建造物の修理・修景、道路の美装化、伝統行事の支援等の事業が位置づけられています。



【本町通りを練り歩く斑鳩神社の秋祭り】